

熊本市公報

第 1415 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
 熊本市総務局総務厚生課
 発行日 毎月 15 日・末日

目 次

規 則

○熊本市生活保護法施行細則の一部を改正する規則（規則第 77 号）	1663
○熊本市手数料条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 78 号）	1666
○熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 79 号）	1667
○熊本市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則（規則第 80 号）	1668
○熊本市役所駐車場使用条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 81 号）	1669
○熊本市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第 82 号）	1672

告 示

○障害者総合支援法による指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定（告示第 749 号）	1673
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 750 号）	1673
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（告示第 751 号）	1674
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 752 号）	1674
○障害者総合支援法による就労継続支援 B 型事業者の指定の廃止（告示第 753 号）	1674
○児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定（告示第 755 号）	1675
○放置自転車の売却等（告示第 756 号）	1675
○身体障害者福祉法による医師の指定（告示第 757 号）	1675
○障害者総合支援法による指定自立支援医療機関の辞退（告示第 758 号）	1676
○屋外広告物法により保管した広告物又は掲出物件（告示第 759 号）	1676
○障害者総合支援法による障害福祉サービス事業者の指定（告示第 760 号）	1677
○障害者総合支援法による指定自立支援医療機関の指定（告示第 761 号）	1677
○差押通知書及び配当計算書の公示送達（告示第 764 号）	1678
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 765 号）	1678
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 766 号）	1678
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 767 号）	1679
○生活保護法等による指定介護機関の指定（告示第 768 号）	1679
○生活保護法による指定介護機関の変更（告示第 769 号）	1680
○生活保護法による指定介護機関の廃止（告示第 770 号）	1681
○平成 27 年度固定資産税及び都市計画税納税通知書の公示送達（告示第 771 号）	1681
○差押調書（謄本）の公示送達（告示第 772 号）	1681
○平成 27 年度市県民税納通知書の公示送達（告示第 774 号）	1681

○市道の区域変更（告示第 775 号）	1682
○市道の区域変更（告示第 776 号）	1682
○市道の供用開始（告示第 777 号）	1682
○形質変更時要届出区域の指定（告示第 779 号）	1683
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 780 号）	1683
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 781 号）	1683
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 782 号）	1684
○生活保護法等による指定医療機関の指定（告示第 783 号）	1684
○生活保護法による指定医療機関の変更（告示第 784 号）	1686
○生活保護法による指定医療機関の廃止（告示第 785 号）	1687
○生活保護法による指定医療機関の辞退（告示第 786 号）	1688
○平成 27 年度及び平成 26 年度国民健康保険料督促状の公示送達（告示第 787 号）	1688
○平成 27 年度介護保険料督促状の公示送達（告示第 788 号）	1689
○平成 27 年度後期高齢者医療保険料の公示送達（告示第 789 号）	1689
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 790 号）	1689
○市道の区域変更（告示第 792 号）	1690
○市道の供用開始（告示第 793 号）	1690
○市道の供用開始（告示第 794 号）	1690
○児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定（告示第 795 号）	1691
○地縁による団体の認可（告示第 796 号）	1691
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の廃止（告示第 797 号）	1692
○平成 27 年度介護保険料納付通知書の公示送達（告示第 798 号）	1692
○平成 27 年度国民健康保険料納付通知書兼納付書の公示送達（告示第 799 号）	1692

公 告

○指定病院の指定（公告第 792 号）	1693
○大規模小売店舗立地法による届出の概要（公告第 798 号）	1693
○農業振興地域整備計画の変更の決定及び縦覧（公告第 800 号）	1694
○開発行為に関する工事の完了（公告第 801 号）	1695
○平成 27 年度地籍調査事業の一筆地調査における土地所有者の所在不明（公告第 802 号）	1695
○開発行為に関する工事の完了（公告第 803 号）	1695
○開発行為に関する工事の完了（公告第 804 号）	1696
○開発行為に関する工事の完了（公告第 805 号）	1696
○開発行為に関する工事の完了（公告第 806 号）	1696
○開発行為に関する工事の完了（公告第 807 号）	1696
○県営事業施行申請の概要の縦覧（公告第 808 号）	1697
○県営事業施行申請の概要の縦覧（公告第 809 号）	1697
○開発行為に関する工事の完了（公告第 811 号）	1698
○開発行為に関する工事の完了（公告第 813 号）	1698
○都市公園の区域変更（公告第 814 号）	1699
○農地利用集積計画の取消（公告第 815 号）	1699
○平成 27 年度地籍調査事業の一筆地調査における土地所有者の所在不明（公告第 816 号）	1699
○開発行為に関する工事の完了（公告第 818 号）	1699

○開発行為に関する工事の完了（公告第 821 号）	1700
○開発行為に関する工事の完了（公告第 822 号）	1700
○開発行為に関する工事の完了（公告第 823 号）	1700
○開発行為に関する工事の完了（公告第 824 号）	1701
○平成 27 年度熊本市農用利用集積計画の縦覧（第 9 号）（公告第 825 号）	1701
○開発行為に関する工事の完了（公告第 826 号）	1701

交 通 局

○平成 27 年度乗車券類委託販売（交通局告示第 2 号）	1701
-------------------------------	------

上 下 水 道 局

○排水設備指定工事店の異動（上下水道局告示第 77 号）	1702
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始（上下水道局告示第 78 号）	1702
○指定給水装置工事事業者の指定（上下水道局告示第 79 号）	1703

病 院 局

○平成 27 年度熊本市病院局職員採用選考試験案内(医師)(病院局公告第 50 号)	1703
--	------

教 育 委 員 会

○教育委員会会議の開催（教委告示第 13 号）	1704
-------------------------	------

農 業 委 員 会

○農業委員会総会の招集（農委公告第 12 号）	1704
-------------------------	------

人 事 委 員 会

○熊本市期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則（人委規則第 24 号）	1705
○熊本市初任給調整手当支給規則の一部を改正する規則（人委規則第 25 号）	1705
○熊本市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則（人委規則第 26 号）	1706

「

氏 名	続 柄
	世帯主

を

「

氏 名	個人番号	続 柄
		世帯主

」

」

に改める。

様式第 1 6 号中

「氏名 _____ 印」

を

「氏名 _____ 印

免許番号 _____ () 第 _____ 号 _____ 」

に、

「・個人情報保護の協力をお願いします。」

を

「・仲介業者が証明をする場合には、免許番号の欄に、宅地建物取引業の免許番号
を記載してください。

・個人情報保護の協力をお願いします。」

に改める。

様式第 1 8 号（裏面）中「する者」の次に「又は受けている者」を加える。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第 2 号及び様式第 1 1 号の改正規定は、平成 2 8 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市生活保護法施行細則様式第 1 6 号及び様式第 1 8 号の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができるものとする。

- 3 平成 28 年 1 月 1 日前において、この規則による改正前の熊本市生活保護法施行細則様式第 2 号及び様式第 11 号の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができるものとする。

規 則 第 7 8 号

平成 2 7 年 1 2 月 7 日

熊本市手数料条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市手数料条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市手数料条例施行規則（昭和 5 4 年規則第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（手数料の還付）

第 3 条 条例第 6 条第 2 項ただし書の規則で定める特別の理由は、熊本市おでかけ I C カードの交付の請求後に、請求者に死亡、転居等の事由が生じたことにより交付の要件を満たさなくなったこと（熊本市おでかけ I C カードを発券する前までに還付の申請があった場合に限る。）とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則 第 79 号

平成 27 年 12 月 9 日

熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則（昭和 52 年規則第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「規定する電子証明書」を「規定する署名用電子証明書又は同法第 22 条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書」に改める。

様式第 4 号中「はありません。」の次に「なお、窓口に来られた方の本人確認のため、官公署の発行した運転免許証、身分証明書等の提示が必要です。」を加える。

附 則

- 1 この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則様式第 4 号の規定による印鑑登録証は、この規則による改正後の熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則様式第 4 号の規定にかかわらず、なおこれを使用することができる。

規 則 第 80 号

平成 27 年 12 月 9 日

熊本市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

熊本市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成 17 年規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項第 2 号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書又は同法第 22 条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書」に改める。

附 則

この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

規 則 第 81 号

平成 27 年 12 月 9 日

熊本市役所駐車場使用条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市役所駐車場使用条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市役所駐車場使用条例施行規則（昭和 55 年規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

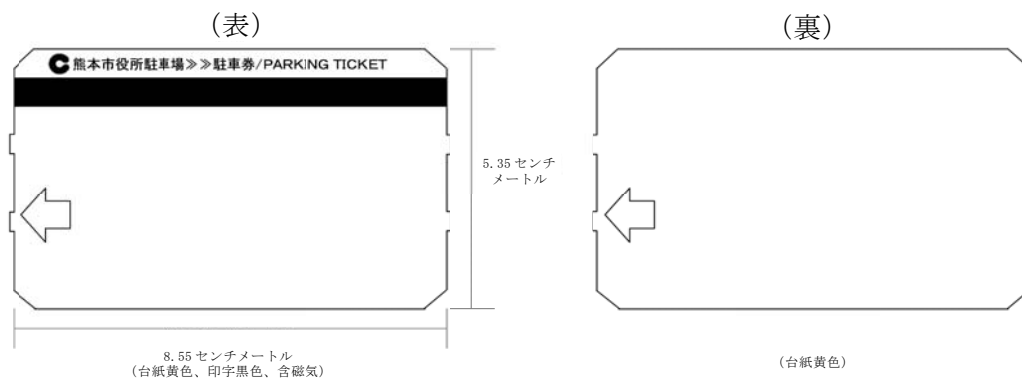
第 2 条第 1 項中「表示燈」を「表示灯」に改める。

第 4 条第 1 項中「及び駐車券が破損又は汚損し、」を「又は駐車券の破損若しくは汚損により」に改める。

第 7 条第 3 号中「その他」を「前 2 号に掲げる場合のほか、」に改める。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第 1 号（第 3 条関係）



様式第 3 号及び様式第 4 号を次のように改める。

様式第 3 号（第 8 条関係）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。ただし、様式第 5 号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に発行されているこの規則による改正前の熊本市役所駐車場使用条例施行規則様式第 1 号による駐車券は、この規則による改正後の熊本市役所駐車場使用条例施行規則様式第 1 号による駐車券とみなす。
- 3 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市役所駐車場使用条例施行規則第 8 条の規定により確認印の表示を受けた駐車券は、この規則による改正後の熊本市役所駐車場使用条例施行規則第 8 条の規定により確認印の表示を受けた駐車券とみなす。

規 則 第 8 2 号

平成 2 7 年 1 2 月 1 1 日

熊本市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

熊本市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成 2 6 年規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「技術指針事項をいう」の次に「。以下同じ」を加え、同条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、平成 2 5 年 1 1 月 2 4 日以前に技術指針事項に基づき耐震診断が行われた建築物で市長が認めたもの

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

告示第 7 4 9 号

平成 2 7 年 1 2 月 1 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第 6 9 条第 1 項の規定に基づき告示する。

熊本市長 大 西 一 史

No.	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定期間
1	タオ薬局	熊本市中央区安政町 5-15 マリアビル 3 階	平成 2 7 年 1 2 月 1 日 ～ 平成 3 3 年 1 1 月 3 0 日
2	健軍本町薬局	熊本市東区健軍本町 1 1 番 8 号 第 3 和光ビル 1 F	平成 2 7 年 1 2 月 1 日 ～ 平成 3 3 年 1 1 月 3 0 日
3	とみお薬局	熊本市西区池田三丁目 3 7-1 4	平成 2 7 年 1 2 月 1 日 ～ 平成 3 3 年 1 1 月 3 0 日

告示第 7 5 0 号

平成 2 7 年 1 2 月 1 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の指定及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 2 6 年法律第 8 3 号。以下「整備法」という。）附則第 1 1 条又は第 1 4 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第 5 条の規定（整備法附則第 1 条第 3 号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の同法第 5 3 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 2 並びに同法第 1 1 5 条の 1 0 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 2 3 の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4 3 7 0 1 1 1 6 8 6	ヘルパーステーションゆめ咲 熊本市中央区大江三丁目 1-4 3-303 大江浜坂ビル	合同会社 アイ・エス・ケア 熊本市南区出仲間八丁目 9 番 3-1006 代表社員 山下 法子	平成 2 7 年 1 2 月 1 日	訪問介護
4 3 7 0 1 1 1 6 8 6	ヘルパーステーションゆめ咲 熊本市中央区大江三丁目 1-4 3-303 大江浜坂ビル	合同会社 アイ・エス・ケア 熊本市南区出仲間八丁目 9 番 3-1006 代表社員 山下 法子	平成 2 7 年 1 2 月 1 日	介護予防 訪問介護
4 3 7 0 1 1 1 6 8 6	ヘルパーステーションゆめ咲 熊本市中央区大江三丁目 1-4 3-303 大江浜坂ビル	合同会社 アイ・エス・ケア 熊本市南区出仲間八丁目 9 番 3-1006 代表社員 山下 法子	平成 2 7 年 1 2 月 1 日	訪問介護
4 3 7 0 1 1 1 6 8 6	ヘルパーステーションゆめ咲 熊本市中央区大江三丁目 1-4 3-303 大江浜坂ビル	合同会社 アイ・エス・ケア 熊本市南区出仲間八丁目 9 番 3-1006 代表社員 山下 法子	平成 2 7 年 1 2 月 1 日	介護予防 訪問介護

告 示 第 7 5 1 号

平成 27 年 1 2 月 1 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 8 5 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 3 条の 2 の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4 3 7 0 1 1 1 6 6 0	ケアプランセンター如庵 熊本市西区田崎三丁目 2-4 2 コーポ田崎 1 0 7 号	医療法人インジェックス 熊本市西区田崎町 3 8 0 番地 イオ ンタウン田崎 2 F 理事長 城本 和明	平成 27 年 1 2 月 1 日	居宅介護支 援

告 示 第 7 5 2 号

平成 27 年 1 2 月 1 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の指定及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 2 6 年法律第 8 3 号。以下「整備法」という。）附則第 1 1 条又は第 1 4 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第 5 条の規定（整備法附則第 1 条第 3 号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の同法第 5 3 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 2 並びに同法第 1 1 5 条の 1 0 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 2 3 の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4 3 7 0 1 1 1 6 7 8	Let's リハ! in the mall サンビアン店 熊本市東区上南部二丁目 2-2 ゆめ タウン サンビアン 3 階	株式会社桜十字 熊本市南区御幸笛田一丁目 1 番 1 号 代表取締役 梶 正登	平成 27 年 1 2 月 1 日	通所介護
4 3 7 0 1 1 1 6 7 8	Let's リハ! in the mall サンビアン店 熊本市東区上南部二丁目 2-2 ゆめ タウン サンビアン 3 階	株式会社桜十字 熊本市南区御幸笛田一丁目 1 番 1 号 代表取締役 梶 正登	平成 27 年 1 2 月 1 日	介護予防 通所介護

告 示 第 7 5 3 号

平成 27 年 1 2 月 1 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 2 項の規定に基づき、就労継続支援 B 型を行う事業者の指定を廃止するので、同法第 5 1 条第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 廃止した事業所の名称及び所在地
就労支援センターくまもと
熊本市北区下碓川一丁目 7 番 3 4 号
- 2 廃止した事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
特定非営利活動法人 自立応援団
熊本市北区貫町 7 8 0 番地 8
理事長 福島 貴志

3 廃止した事業の種類

就労継続支援B型

4 廃止年月日

平成27年12月1日

告示第755号

平成27年12月1日

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の24第1項第1号の規定により告示する。

熊本市長 大西一史

1 事業所の名称及び所在地

リアン八景水谷

熊本市北区八景水谷一丁目22番12号

2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

合同会社リアン

熊本市北区武蔵ヶ丘一丁目8番15号301

秋吉 雅文

3 指定年月日

平成27年12月14日

4 障害児通所支援サービスの種類

放課後等デイサービス

告示第756号

平成27年12月2日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和60年条例第31号）第12条及び第13条第2項及び第16条第1項の規定に基づいて移動及び保管した自転車を、同条例第14条第2項及び第16条第2項並びに同条例施行規則（昭和61年規則第7号）第18条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第17条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 大西一史

1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項

別表のとおり（登載省略）

2 売却又は廃棄の年月日

平成27年12月2日

3 売却又は廃棄の台数

自転車 124台

告示第757号

平成27年12月2日

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定したので、熊本市身体障害者福祉法施行細則（平成6年規則第63号）第4条の規定に基づき告示する。

熊本市長 大西一史

医師氏名	診療科目	医療機関名	所在地	指定年月日
赤池 公孝	呼吸器内科	熊本市市民病院	熊本市東区湖東一丁目1-60	平成27年 11月24日
眞方 紳一郎	消化器外科	東病院	熊本市南区出仲間五丁目2-2	平成27年 11月24日
中島 誠	神経内科	熊本大学医学部附属病院	熊本市中央区本荘一丁目1-1	平成27年 11月24日
工藤 博徳	リウマチ科	熊本機能病院	熊本市北区山室六丁目8-1	平成27年 11月24日

告示第 7 5 8 号

平成 2 7 年 1 2 月 2 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条に規定する医療機関の辞退の申出があったので、同法第69条第3項の規定に基づき告示する。

熊本市長 大西 一 史

指定医療機関	所在地	辞退する医療の種類	主として担当する医師（薬剤師）氏名	辞退年月日
ふきのとう薬局 熊本病院西門店	熊本市中央区本荘三丁目 1番11号	調剤	松本 真明	平成27年 11月11日

告示第 7 5 9 号

平成 2 7 年 1 2 月 2 日

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第2項の規定に基づき保管した広告物又は掲出物件について、次のとおり告示する。

熊本市長 大西 一 史

撤去日	名称又は種類	数量	撤去場所	保管開始日	その他
11月10日	はり札等	23	水前寺・戸島西・清水本町・清水万石・麻生田・清水新地・八景水谷	11月11日	
	立看板等	1	龍田		
11月12日	はり札等	1	池田	11月13日	
11月16日	はり札等	2	山ノ内・新外	11月17日	
	立看板等	2	桜木		
11月17日	はり札等	2	鹿掃瀬	11月18日	
11月19日	はり札等	5	島崎・新生・健軍	11月20日	
11月24日	はり札等	5	武蔵ヶ丘	11月25日	
11月26日	はり札等	6	湖東・東野	11月27日	
	立看板等	1	池田		
11月27日	はり札等	14	画図町重富・良町・月出	11月28日	
11月30日	はり札等	17	城山半田・大江・清水新地・鶴羽田	12月1日	
	立看板等	1	島町		
保管場所 熊本市花畑別館（熊本市中央区花畑町3-1）					

告示第 760 号

平成 27 年 1 月 2 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 51 条第 1 項第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 大西 一 史

1 事業所の名称及び所在地

- (1) あいえすヘルパーステーション
熊本市北区貢町 780 番地 8
- (2) 就労支援センターくまもと B
熊本市北区下硯川一丁目 44 番 34 号
- (3) キャリア・カレッジ
熊本市中央区帯山二丁目 12 番 26 号

2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

- (1) 特定非営利活動法人 自立応援団
熊本市北区貢町 780 番地 8
福島 貴志
- (2) 特定非営利活動法人 自立応援団
熊本市北区貢町 780 番地 8
福島 貴志
- (3) 一般社団法人 キャリア・カレッジ
熊本市中央区帯山二丁目 12 番 26 号
津出 君子

3 指定年月日

平成 27 年 1 月 1 日

4 障害福祉サービスの種類

- (1) 居宅介護、重度訪問介護
- (2)(3) 就労継続支援 B 型

5 主たる対象とする障害の種類

- (1)(2)(3) 特定なし

告示第 761 号

平成 27 年 1 月 2 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第 69 条第 1 項の規定に基づき告示する。

熊本市長 大西 一 史

医療機関名	所在地	担当すべき 医療の種類	主として担当する 医師・薬剤師名	指定年月日
あうん堂薬局	熊本市東区東本町 1-1-1 1F	調剤	脇田 良彬	平成 27 年 12 月 1 日
江津しょうぶ苑訪問看護ステーション	熊本市東区画図町所島 10 39 番地	訪問看護	—	平成 27 年 12 月 1 日

日本調剤熊本薬局	熊本市東区湖東一丁目12 -26	調剤	中島 正貴	平成27年 12月1日
ファーマダイワ薬局	熊本市南区流通団地1丁目 56番地	調剤	伊藤 徳子	平成27年 12月1日
きさらぎ薬局	熊本市北区植木町広住41 9番地109	調剤	内野 成	平成27年 12月1日
そうごう薬局北帯山店	熊本市中央区帯山四丁目1 8番20号	調剤	田村 公寛	平成27年 12月1日
シモカワオークス通り調剤 薬局	熊本市中央区城東町4番7 号1F	調剤	藤原 絵理	平成27年 12月1日
けんぐん薬局	熊本市東区若葉三丁目12 番10号-1	調剤	高森 泰良	平成27年 12月1日
アイン薬局熊本中央店	熊本市南区田井島一丁目1 1番22号	調剤	阿部 紗保里	平成27年 12月1日

告示第764号

平成27年12月3日

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）及び同法第131条第3号の規定に基づく配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和25年内務省令第29号）第20条の2及び熊本市税条例（昭和25年告示第89号）第13条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大西 一 史

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
1名
- 2 送達をする書類名
差押調書（謄本）
配当計算書

告示第765号

平成27年12月4日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をした団体から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大西 一 史

- 1 団体の名称
赤見区自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
(1) 代表者
「園田正直」を「園田美代子」に改める。

告示第766号

平成27年12月4日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をした団体から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大西 一 史

1 団体の名称

御幸木部中央公民館

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者

「後藤孝一」を「林田良作」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市南区御幸木部三丁目 9 番 4 8 号」を「熊本市南区御幸木部二丁目 9 番 4 0 号」に改める。

告 示 第 7 6 7 号

平成 2 7 年 1 2 月 4 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 団体の名称

鱒瀬自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者

「宮本正信」を「牟田清」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本県下益城郡城南町大字鱒瀬 1 2 2 4 番地」を「熊本市南区城南町鱒瀬 9 5 番地 1」に改める。

(3) 主たる事務所

「熊本県下益城郡城南町大字鱒瀬 1 2 2 4 番地」を「熊本市南区城南町鱒瀬 9 5 番地 1」に改める。

(4) 目的

「本会は、下益城郡城南町大字鱒瀬区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の設備及び維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、その地域的な共同活動に使用する不動産又は不動産に関する権利等を保有する。」を「本会は、熊本市南区城南町鱒瀬区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の設備及び維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、その地域的な共同活動に使用する不動産又は不動産に関する権利等を保有する。」に改める。

(5) 区域

「熊本県下益城郡城南町大字鱒瀬の区域」を「熊本市南区城南町鱒瀬の区域」に改める。

告 示 第 7 6 8 号

平成 2 7 年 1 2 月 7 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 1 項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当する機関を指定したので、生活保護法第 5 5 条の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	事業の種類	指定年月日
介護老人保健施設 葵の森 熊本市西区松尾町近津 1 4 8 0 社会福祉法人 諒和会 理事長 下村 亨	介護老人保健施設	平成 2 7 年 1 0 月 1 6 日
ハート調剤薬局 熊本市東区三郎 1-1 4-2 1 有限会社 エム・エム・ドラッグ 代表取締役 前田 栄紀	居宅療養管理指導・介護予 防居宅療養管理指導	平成 2 7 年 1 1 月 5 日
クローバー調剤薬局 熊本市南区白藤 1-2 6-1 2 有限会社 エム・エム・ドラッグ 代表取締役 前田 栄紀	居宅療養管理指導・介護予 防居宅療養管理指導	平成 2 7 年 1 1 月 5 日
富合中央薬局 熊本市南区富合町平原 4 0 2 有限会社 ジュネスイトウ 代表取締役 伊藤 邦一郎	居宅療養管理指導・介護予 防居宅療養管理指導	平成 2 7 年 1 1 月 9 日
寺尾病院 熊本市北区小糸山町 7 5 9 医療法人 寺尾会 理事長 寺尾 敏子	通所リハビリテーション・ 介護予防通所リハビリテー ション	平成 2 7 年 1 1 月 1 2 日
あうん堂薬局 熊本市東区東本町 1-1 田上ビル 1 階 株式会社 あうん・メディカルサービス株式会社 代表取締役 田河 吉治	居宅療養管理指導・介護予 防居宅療養管理指導	平成 2 7 年 9 月 1 日
わかばクリニック 熊本市中央区水前寺公園 2 8-7-9 0 7 医療法人わかば会 理事長 片山 貴文	訪問看護・介護予防訪問看 護	平成 2 6 年 7 月 1 日
まつもと在宅クリニック 熊本市中央区神水本町 1 3-1 まつもと在宅クリニック 院長 松本 武敏	居宅療養管理指導・介護予 防居宅療養管理指導	平成 2 7 年 1 1 月 1 日

告示 第 7 6 9 号

平成 2 7 年 1 2 月 7 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 4 項の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、同法第 5 5 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	変更年月日	変更事由
くまもとケアセンターそよ風 熊本市東区山ノ内 3-9-2 7 株式会社ユニマット リタイアメント・コミュニティ 代表取締役 平家 伸吾	平成 2 7 年 1 0 月 1 日	その他変更
げんき介護神水 熊本市中央区神水 1-3 8-3 5 鎌田ビル 1 0 2 号 株式会社 日本エルダリーケアサービス 代表取締役 野口 幸一	平成 2 7 年 9 月 1 日	その他変更

告示第 770 号

平成 27 年 1 月 7 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定により次の指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 大西 一 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	廃止年月日
ケアホームそら 熊本市中央区弥生町 1-53 株式会社九州介護サービス 代表取締役 堀江 滋	平成 27 年 9 月 30 日
アイン薬局 富合店 熊本市南区富合町古閑 959-1 株式会社アインファーマシーズ 代表取締役 大谷 喜一	平成 27 年 10 月 31 日

告示第 771 号

平成 27 年 1 月 7 日

平成 27 年度熊本市固定資産税・都市計画税納税通知書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2、及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定に基づき告示する。

なお、当納税通知書は熊本市財政局課税管理課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大西 一 史

- 1 第 4 期納期限
平成 28 年 1 月 4 日
- 2 納税通知書の送達を受けるべき者（登載省略）
固定資産所在区 中央区
1 名
固定資産所在区 東区
2 名

告示第 772 号

平成 27 年 1 月 7 日

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 54 条の規定に基づく差押調書（謄本）について、送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達ができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 大西 一 史

- 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
1 名

告示第 774 号

平成 27 年 1 月 8 日

平成 27 年度市県民税納税通知書の送達を受けるべき次の者の住所及び居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市

税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市財政局課税管理課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大西一史

該当年度	税目	期別	指定納期限	住所及び氏名（登載省略）
平成 27	市県民税	4 期	平成 28 年 2 月 1 日	7 名

告示第 775 号

平成 27 年 1 月 28 日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西一史

整理 番号	路 線 名	道 路 の 区 域			
		区 間	旧新 の別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
3-11	大江 4 丁目 3 丁目 第 1 号線	中央区大江 3 丁目 2 番 7 地先から 中央区大江 3 丁目 3 番 9 地先まで	旧	7.9~8.3	66.5
		中央区大江 3 丁目 2 番 5 地先から 中央区大江 3 丁目 3 番 9 地先まで	新	9.9~10.3	66.5

告示第 776 号

平成 27 年 1 月 28 日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西一史

整理 番号	路 線 名	道 路 の 区 域			
		区 間	旧新 の別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
28- 233	杉島 第 35 号線	南区富合町杉島 1207 番 1 地先から 南区富合町杉島 1208 番 1 地先まで	旧	1.8~3.5	55.3
		南区富合町杉島 1207 番 1 地先から 南区富合町杉島 1208 番 1 地先まで	新	2.6~3.5	55.3

告示第 777 号

平成 27 年 1 月 28 日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西一史

整理 番号	路 線 名	道 路 の 区 域		供用開始の期日
		区 間		
28- 233	杉島 第 35 号線	南区富合町杉島 1207 番 1 地先から 南区富合町杉島 1208 番 1 地先まで		平成 27 年 1 月 28 日

告 示 第 7 7 9 号

平成 27 年 1 2 月 9 日

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 形質変更時要届出区域に指定する区域の土地の所在地
熊本市中央区本山町字原萩 1 3 1 番（別図のとおり（掲載省略））
- 2 当該区域において土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 3 1 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 その他
当該区域は、同法施行規則第 5 8 条第 4 項第 9 号に該当する。

告 示 第 7 8 0 号

平成 27 年 1 2 月 9 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 4 1 条第 1 項本文の指定及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号。以下「整備法」という。）附則第 1 1 条又は第 1 4 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第 5 条の規定（整備法附則第 1 条第 3 号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の同法第 5 3 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 1 3 1 条の 2 並びに同法第 1 1 5 条の 1 0 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 2 3 の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
43701 11702	デイサービスセンター ゆまびか 熊本市中央区国府一丁目 3-10	株式会社創生 熊本市中央区国府一丁目 3-10 代表取締役岩本 浩治	平成 27 年 12 月 10 日	通所介護
43701 11702	デイサービスセンター ゆまびか 熊本市中央区国府一丁目 3-10	株式会社創生 熊本市中央区国府一丁目 3-10 代表取締役岩本 浩治	平成 27 年 12 月 10 日	介護予防通所介護

告 示 第 7 8 1 号

平成 27 年 1 2 月 9 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 団体の名称
鱈瀬自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
(1) 目的

「本会は、熊本市南区城南町鱈瀬区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の設備及び維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、その地域的な共同活動に使用する不動産又は不動産に関する権利等を保有する。」を「本会は、次に

掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。(1)会員相互の連絡と親睦を図ること。(2)区域内の美化、清掃等の環境整備に関すること。(3)集会施設その他財産の維持管理に関すること。(4)福利、厚生に関すること。(5)交通安全、防犯、防火等に関すること。(6)その他目的達成に必要なこと。」に改める。

(2) 区域

「本会の区域は、熊本県熊本市南区城南町鰐瀬の区域とする。」を「本会の区域は、熊本市南区城南町鰐瀬 1 番地から 1 6 4 1 番地までと、1 6 4 3 番地から 2 8 0 4 番地までの区域とする。」に改める。

告 示 第 7 8 2 号

平成 2 7 年 1 2 月 9 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の指定及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 2 6 年法律第 8 3 号。以下「整備法」という。）附則第 1 1 条又は第 1 4 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第 5 条の規定（整備法附則第 1 条第 3 号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の同法第 5 3 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 2 並びに同法第 1 1 5 条の 1 0 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 2 3 の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4 3 7 0 1 1 1 7 1 0	ヘルパーステーション ゆほびか 熊本市中央区国府一丁目 3 - 1 0	株式会社 創生 熊本市中央区国府一丁目 3 - 1 0 代表取締役 岩本 浩治	平成 2 7 年 1 2 月 1 0 日	訪問介護
4 3 7 0 1 1 1 7 1 0	ヘルパーステーション ゆほびか 熊本市中央区国府一丁目 3 - 1 0	株式会社 創生 熊本市中央区国府一丁目 3 - 1 0 代表取締役 岩本 浩治	平成 2 7 年 1 2 月 1 0 日	介護予防訪問 介護

告 示 第 7 8 3 号

平成 2 7 年 1 2 月 1 0 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第 5 5 条の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

医療（施術）機関名称・所在地・開設者氏名	診療科目	指定年月日
(医科)		
甲斐整形外科 熊本市南区平成二丁目 3 - 2 7 医療法人かゝ、理事長 甲斐 功一	整形外科、リウマチ科、 リハビリテーション科、内科	平成 2 7 年 1 0 月 1 日
ひかり眼科クリニック 熊本市南区南高江 7 - 7 - 3 0 医療法人拓雄会 理事長 森 哲郎	眼科	平成 2 7 年 1 0 月 1 日

あさはら整形外科 熊本市北区室園町10番13号 浅原 洋資	整形外科、リハビリテーション科、リ ウマチ科	平成27年11月1日
まつもと在宅クリニック 熊本市中央区神水本町13-1 松本 武敏	内科、呼吸器内科、緩和ケア内科、リ ハビリテーション科	平成27年11月1日
下田クリニック 熊本市南区城南町さんさん一丁目6番2 下田 幸嗣	内科、外科、小児科、 麻酔科	平成27年10月1日
(歯科)		
工藤歯科医院 熊本市中央区薬園町6-21 工藤 孝昭	歯科、小児歯科	平成27年9月1日
(薬局)		
さんさん薬局 熊本市南区城南町さんさん一丁目6-8 株式会社はやし薬局 代表取締役 林 賢一郎	調剤薬局	平成27年10月1日
(訪問看護)		
訪問看護ステーションえりあ 熊本市南区八幡八丁目4番20号 有限会社トータルライフケア 代表取締役 奥村 好誠	訪問看護	平成24年12月1日
(柔道整復)		
おはな整骨院 帯山院 植月 大河 熊本市中央区帯山七丁目18-79 協同組合 日本柔整総研 代表理事 成清 圭吾	柔道整復	平成27年10月1日
おはな整骨院 帯山院 石田 将喜 熊本市中央区帯山七丁目18-79 協同組合 日本柔整総研 代表理事 成清 圭吾	柔道整復	平成27年10月1日
おはな整骨院 帯山院 梶原 優香 熊本市中央区帯山七丁目18-79 協同組合 日本柔整総研 代表理事 成清 圭吾	柔道整復	平成27年10月1日
おはな整骨院 帯山院 木村 毅一郎 熊本市中央区帯山七丁目18-79 協同組合 日本柔整総研 代表理事 成清 圭吾	柔道整復	平成27年10月1日
おはな整骨院 帯山院 宮下 賢吾 熊本市中央区帯山七丁目18-79 協同組合 日本柔整総研 代表理事 成清 圭吾	柔道整復	平成27年10月1日
おはな整骨院 帯山院 田口 美佳 熊本市中央区帯山七丁目18-79 協同組合 日本柔整総研 代表理事 成清 圭吾	柔道整復	平成27年10月30日

ゆう整骨院 中村 彰宏 熊本市中央区水前寺二丁目17-10 協同組合 日本柔整総研 代表理事 成清 圭吾	柔道整復	平成27年11月12日
やすたけ整骨院 安武 建 熊本市西区二本木4-14-8 安武 建	柔道整復	平成27年11月2日
はれる整骨院 道上 知幸 熊本市北区武蔵ヶ丘8-1668-1 道上 知幸	柔道整復	平成27年11月19日
もっこす整骨院 熊本市中央区上通町7-7 セブンビル1F 重松 元気	柔道整復	平成27年10月1日
(はり・きゅう)		
やすたけ鍼灸院 榎 翔平 熊本市西区二本木4-14-8 榎 翔平	はり・きゅう	平成27年11月2日
(あん摩・マッサージ)		
マッサージケアセンターひかり 市原 政春 熊本市東区尾ノ上1-1-8メゾンドソフィア 1F 市原 政春	あん摩・マッサージ	平成27年9月24日
在宅マッサージクオン 塚本 博巳 熊本市中央区南熊本5-1-1テルウェル熊本ビル4F 在宅マッサージ クオン 代表取締役 阿多 浩一	あん摩・マッサージ	平成27年10月23日

告示第784号
平成27年12月10日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

熊本市長 大西 一 史

医療(施術)機関名称・所在地・開設者氏名		変更年月日	変更事由
(医科)			
新	蓮台寺クリニック 熊本市西区蓮台寺三丁目4番3号 高木 研一	平成27年10月1日	名称 所在地
旧	蓮台寺在宅医療クリニック 熊本市西区蓮台寺三丁目4番48号 グラスコート105号 高木 研一		

(薬局)			
新	有限会社みよし薬局 おやま店 熊本市東区小山六丁目1446番6 有限会社みよし薬局 代表取締役 上田 幸人	平成27年10月1日	開設者
旧	有限会社みよし薬局 おやま店 熊本市東区小山六丁目1446番6 有限会社みよし薬局 代表取締役 上田 真弓		
(柔道整復)			
新	おほな整骨院 帯山院 山口 章太 熊本市中央区帯山7-18-79 協同組合 日本柔整総研 代表理事 成清 圭吾	平成27年10月1日	名称
旧	おほな整骨院 山口 章太 熊本市中央区帯山7-18-79 協同組合 日本柔整総研 代表理事 成清 圭吾		

告 示 第 7 8 5 号

平成27年12月10日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により次の指定医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	廃止年月日
(医科)	
ひかりクリニック 熊本市南区南高江7-7-30 大蔵 正則	平成27年10月1日
島田医院 熊本市東区西原二丁目18-16 島田 武彦	平成27年10月28日
下田クリニック 熊本市南区城南町隈庄406 下田 幸嗣	平成27年9月30日
(歯科)	
工藤歯科医院 熊本市中央区薬園町6-21 工藤 孝昭	平成27年8月31日
(薬局)	
ふきのとう薬局 熊大病院西門店 熊本市中央区本庄三丁目1番11号 株式会社花ひつじ 代表取締役 松岡 由理	平成27年11月12日

(柔道整復)	
おほな整骨院 宮下 賢吾 熊本市中央区帯山7-18-79 協同組合 日本柔整総研 代表理事 成清 圭吾	平成27年6月8日
おほな整骨院 渡鹿院 西山 貴雄 熊本市中央区渡鹿3-14-16 協同組合 日本柔整総研 代表理事 成清 圭吾	平成27年6月8日
おほな整骨院 上南部院 磯田 玲奈 熊本市東区上南部4-8-26-1F 協同組合 日本柔整総研 代表理事 成清 圭吾	平成27年10月16日
(はり・きゅう)	
マッサージケアセンターひかり 山田 由紀 熊本市東区花立三丁目34番13-102号 山田 由紀	平成27年8月31日
(あん摩・マッサージ)	
マッサージケアセンターひかり 井 珠美 熊本市東区花立三丁目34番13-102号 井 珠美	平成26年5月31日

告示第786号

平成27年12月10日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により次の指定医療機関から辞退の届出があったので、同法第55条の2第3号の規定により告示する。

熊本市長 大西一史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	辞退年月日
(歯科)	
むいらた歯科医院 熊本市北区飛田三丁目11-10 村田 尚之	平成27年10月15日

告示第787号

平成27年12月10日

国民健康保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大西一史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成27年度	10月期	475名
	9月期	38名
	8月期	4名
	7月期	1名

平成 26 年度	11 月期	1 名
	9 月期	1 名
	8 月期	1 名
	7 月期	1 名
	6 月期	1 名

上記の者は、指定期限までに国民健康保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 27 年 12 月 16 日

告 示 第 7 8 8 号

平成 27 年 12 月 10 日

介護保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2、及び熊本市介護保険条例（平成 12 年条例第 5 号）第 9 条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 27 年度	10 月期	150 名
	9 月期	8 名

上記の者は、指定期限までに介護保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 27 年 12 月 16 日

告 示 第 7 8 9 号

平成 27 年 12 月 10 日

後期高齢者医療保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 112 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 27 年度	10 月期	12 名
	9 月期	1 名

上記の者は、指定期限までに後期高齢者医療保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 27 年 12 月 16 日

告 示 第 7 9 0 号

平成 27 年 12 月 10 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号。以下「整備法」という。）附則第 11 条又は第 14 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第 5 条の規定（整備法附則第 1 条第 3 号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の同法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 並びに同法第 115 条の 10 及び同法施行規則第 140 条の 23 の規定により告示す

る。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
43701 11694	デイサービス倶楽部 ひとやすみ 熊本市北区植木町田底333	株式会社Y・I・Kプランニング24 福岡市中央区舞鶴三丁目3-4 代表取締役 泉 裕司	平成27年 12月11日	通所介護
43701 11694	デイサービス倶楽部 ひとやすみ 熊本市北区植木町田底333	株式会社Y・I・Kプランニング24 福岡市中央区舞鶴三丁目3-4 代表取締役 泉 裕司	平成27年 12月11日	介護予防通所 介護

告 示 第 7 9 2 号

平成27年12月11日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理番号	路 線 名	道 路 の 区 域			
		区 間	旧新の別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
24- 276	和泉町 第5号線	北区和泉町827番1地先から 北区和泉町816番1地先まで	旧	4.4~5.5	204.0
		北区和泉町827番1地先から 北区和泉町816番1地先まで	新	5.7~12.4	150.0

告 示 第 7 9 3 号

平成27年12月11日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理番号	路 線 名	道 路 の 区 域		供用開始の期日
		区 間		
24- 276	和泉町 第5号線	北区和泉町827番1地先から 北区和泉町816番1地先まで		平成27年12月11日

告 示 第 7 9 4 号

平成27年12月11日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理 番号	路 線 名	道 路 の 区 域	供用開始の期日
		区 間	
24-	和泉町	北区和泉町815番1地先から	平成27年12月11日
487	第11号線	北区和泉町738番1地先まで	

告示第795号

平成27年12月11日

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の24第1項第1号の規定により告示する。

熊本市長 大西一史

- 1 事業所の名称及び所在地
LSJ江越
熊本市南区江越一丁目6番27号
- 2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
株式会社 常笑
熊本県球磨郡湯前町1864番地
藤岡 洋史
- 3 指定年月日
平成27年12月14日
- 4 障害児通所支援サービスの種類
児童発達支援、放課後等デイサービス

告示第796号

平成27年12月14日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、次のとおり地縁による団体を認可したので、同条第10項の規定により告示する。

熊本市長 大西一史

- 1 名称
出水南校区第5町内自治会
- 2 規約に定める目的
本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。
 - (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡と親睦を図ること。
 - (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備に関すること。
 - (3) 集会施設の維持管理に関すること。
 - (4) 福利、厚生に関すること。
 - (5) 交通安全、防犯、防災等に関すること。
 - (6) その他目的達成に必要なこと。
- 3 区域
本会の区域は、熊本市中央区出水7丁目85～96、出水8丁目7（7～12、14～53）、8、9（32～84）、10～44、江津2丁目32（1～7、12～13、105～115）、33、東区江津2丁目32（92）、37（1、5～6）までの区域とする。
- 4 主たる事務所
本会の主たる事務所は、代表者の自宅に置く。
- 5 代表者の氏名及び住所
藤瀬 明謙

熊本市中央区出水 8-9-73

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

無し

7 代理人の有無

無し

8 解散の事由

地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。また、総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

平成 27 年 12 月 1 日

告 示 第 7 9 7 号

平成 27 年 12 月 15 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定による届出がされたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種類
43701	訪問介護ステーション アシスト 熊本市東区長嶺西 1-6-88	株式会社リヴェル株式会社 熊本市東区長嶺西 1-6-88	平成 27 年	訪問介護
04426	ザ・クレイン 103	ザ・クレイン 103 代表取締役 村田 秀博	12 月 31 日	介護予防訪問介護

告 示 第 7 9 8 号

平成 27 年 12 月 15 日

平成 27 年度介護保険料納付通知書（普通徴収）の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明であることから書類を送達することができないため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市介護保険条例（平成 12 年条例第 5 号）第 9 条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局高齢介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

年度	科目	期別	納期限	備考
平成 27 年度	介護保険料	1 1 月期	平成 28 年 1 月 4 日	公示送達者（登載省略） 6 名
		1 2 月期	平成 28 年 1 月 4 日	
		1 月期	平成 28 年 2 月 1 日	
		2 月期	平成 28 年 2 月 29 日	
		3 月期	平成 28 年 3 月 31 日	

告 示 第 7 9 9 号

平成 27 年 12 月 15 日

平成 27 年度国民健康保険料納付通知書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明で書類を送達することができないため、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

なお、当該書類は熊本市健康福祉子ども局国保年金課で保管し、送達を受けるべき者の申し出によ

り交付する。

熊本市長 大 西 一 史

送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

5名

上記の者は、指定期限までに国民健康保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成28年1月4日

公 告

公 告 第 7 9 2 号

平成 2 7 年 1 2 月 1 日

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第19条の8の規定により、指定病院として次のとおり指定する。

熊本市長 大 西 一 史

1 病院の名称及び所在地

医療法人敬愛会 城山病院

熊本市西区上代九丁目2-20

2 指定期間

平成27年12月1日から平成30年11月30日まで

公 告 第 7 9 8 号

平成 2 7 年 1 2 月 1 日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成28年4月1日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

熊本市長 大 西 一 史

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス清水亀井店

熊本市北区清水亀井町168番 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成28年7月27日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1, 228平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

- 建物敷地内 44 台
月極駐車場（建物敷地北側敷地外駐車場） 4 台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物内南側 15 台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物北東側 52 平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内北側 11 立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前 10 時から午後 10 時まで
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
建物敷地内 午前 9 時 30 分から午後 10 時 30 分まで
月極駐車場 午前 9 時 30 分から午後 10 時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
建物敷地内 2 箇所 建物敷地東側
月極駐車場 1 箇所 建物敷地北側敷地外駐車場西側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24 時間
- 8 届出年月日
平成 27 年 11 月 26 日
- 9 届出の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所
熊本市農水商工局商工振興課、熊本市北区役所総務企画課及び熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課
- (2) 縦覧期間
平成 27 年 12 月 1 日から平成 28 年 4 月 1 日まで

公 告 第 8 0 0 号

平成 27 年 12 月 2 日

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく熊本農業振興地域整備計画の一部を次のとおり変更したので、同法第 13 条第 4 項において準用する同法第 12 条第 1 項の規定により公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画を次の場所において縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

1 変更内容

番号	変更した土地の所在	面積	変更理由
1	西区河内町船津字向木原 402 番 1 の一部	2178㎡の内 124㎡	農地を農機具格納庫に用途区分変更

2 縦覧場所

熊本市農水商工局農業政策課
熊本市中央区役所総務企画課
熊本市東区役所農業振興課
熊本市西区役所農業振興課
熊本市南区役所農業振興課
熊本市北区役所農業振興課

公 告 第 8 0 1 号

平成 27 年 1 2 月 2 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区鶴羽田四丁目 1 2 1 4 番 3、1 2 1 5 番、1 2 1 7 番 9
1、1 6 7. 3 4 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区下江津五丁目 1 3 番 1 2 号
株式会社 熊本不動産ネット
代表取締役 横田 健太

公 告 第 8 0 2 号

平成 27 年 1 2 月 3 日

平成 27 年度地籍調査事業の一筆地調査に係る土地所有者等の所在が明らかでないことから、地籍調査作業規程準則（昭和 32 年総理府令第 71 号）第 30 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1. 事業計画が公示された日 平成 27 年 4 月 1 3 日
2. 調査を実施する者の名称 熊本市
3. 調査地域 東区戸島六丁目、東区戸島町、北区硯川町、北区北迫町の各一部
4. 調査の期間 平成 27 年 6 月 9 日から平成 28 年 3 月 3 1 日まで
5. 土地の所在 熊本市北区硯川町字大摩
6. 土地の地番 2 2 7 番
7. 土地の地目 山林
8. 所在が明らかでない者の名称及び住所（登載省略）
9. 連絡先 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市都市建設局土木管理課地籍調査班 電話 0 9 6 - 3 2 8 - 2 4 6 8

公 告 第 8 0 3 号

平成 27 年 1 2 月 3 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区荒尾町字寺田 1 2 3 3 番 1、八分字町字中道 1 9 番 2、2 0 番 2、2 0 番 3、2 1 番、2 2 番、3 5 番 3 の一部、3 6 番 3 及び市道、里道
1、6 0 2. 9 3 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市南区八分字町 1 9 番地
株式会社 桜会
代表取締役 蓑田 みな子

公 告 第 8 0 4 号

平成 27 年 1 2 月 3 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区佐土原三丁目 4 4 1 番 4
475.10 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本県上益城郡益城町広崎 1 5 9 2 番 2 3 号
アクシス出版 株式会社
代表取締役 福山 大路

公 告 第 8 0 5 号

平成 27 年 1 2 月 3 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区佐土原三丁目 4 4 1 番 1
475.10 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
登載省略

公 告 第 8 0 6 号

平成 27 年 1 2 月 4 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区龍田五丁目 1 7 0 0 番 2
1,985.02 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市北区高平二丁目 1 4 番 5 3 号
株式会社 川崎ハウジング九州
代表取締役 若林 和彦

公 告 第 8 0 7 号

平成 27 年 1 2 月 4 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市西区中松尾町字川戸 1 6 2 2 番 1 2
330.66 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名

登載省略

公告第 808 号

平成 27 年 1 月 7 日

熊本市の一部の地域を受益地とする船津・清田地区土地改良事業（農業用道路）を県営事業として施行申請を行うために土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 85 条の 2 第 2 項の規定による公告をしたいので、同法第 85 条の 2 第 5 項において準用する同法第 85 条第 6 項の規定に基づきこの旨を公告し、土地改良事業計画の概要を縦覧に供する。

この土地改良事業計画の概要に意見がある者は、同法第 85 条の 2 第 5 項において準用する同法第 85 条第 7 項の規定により公告人に対し意見書を提出することができる。

なお、縦覧に供する書類の名称、縦覧の期間及び場所並びに意見書の提出方法については、次のとおりである。

熊本市長 大西 一 史

1 縦覧に供する書類の名称

県営船津・清田地区土地改良事業（農業用道路）計画の概要

2 縦覧期間

平成 27 年 1 月 7 日から平成 28 年 1 月 12 日まで

3 縦覧の場所

熊本市西区役所農業振興課河内分室

4 意見書の提出方法

(1) 提出先

郵便番号 〒861-5347

住所 熊本市西区河内町船津 2069 番地 5

熊本市西区役所農業振興課河内分室

(ファクシミリ番号) 096-276-1108

(電子メールアドレス) nishinogyokawachi@city.kumamoto.lg.jp

(2) 提出要領

住所、氏名、電話番号及び事業計画の概要への意見を記載し、郵送（又はファクシミリ若しくは電子メール）により提出すること。

(3) 意見書提出上の注意

意見書は公表する場合がある。また、提出された意見に対して個別の回答はしない。

公告第 809 号

平成 27 年 1 月 7 日

熊本市の一部の地域を受益地とする船津・清田地区土地改良事業（農業用排水施設）を県営事業として施行申請を行うために土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 85 条の 2 第 2 項の規定による公告をしたいので、同法第 85 条の 2 第 5 項において準用する同法第 85 条第 6 項の規定に基づきこの旨を公告し、土地改良事業計画の概要を縦覧に供する。

この土地改良事業計画の概要に意見がある者は、同法第 85 条の 2 第 5 項において準用する同法第 85 条第 7 項の規定により公告人に対し意見書を提出することができる。

なお、縦覧に供する書類の名称、縦覧の期間及び場所並びに意見書の提出方法については、次のとおりである。

熊本市長 大西 一 史

1 縦覧に供する書類の名称

県営船津・清田地区土地改良事業（農業用排水施設）計画の概要

2 縦覧期間

平成 27 年 12 月 7 日から平成 28 年 1 月 12 日まで

3 縦覧の場所

熊本市西区役所農業振興課河内分室

4 意見書の提出方法

(1) 提出先

郵便番号 〒861-5347

住所 熊本市西区河内町船津2069番地5

熊本市西区役所農業振興課河内分室

(ファクシミリ番号) 096-276-1108

(電子メールアドレス) nishinogyokawachi@city.kumamoto.lg.jp

(2) 提出要領

住所、氏名、電話番号及び事業計画の概要への意見を記載し、郵送（又はファクシミリ若しくは電子メール）により提出すること。

(3) 意見書提出上の注意

意見書は公表する場合がある。また、提出された意見に対して個別の回答はしない。

公 告 第 8 1 1 号

平成 27 年 12 月 7 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区護藤町字外出 793 番 4、793 番 12、795 番 1、795 番 6、795 番 7、795 番 8、796 番 3、796 番 6、796 番 7、796 番 8、797 番、804 番

1, 465. 03 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市南区護藤町 861 番地 6

オークラ製菓株式会社

代表取締役 大倉 啓

公 告 第 8 1 3 号

平成 27 年 12 月 8 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市北区楠七丁目 1309 番の一部、1310 番 1、1311 番 1、1312 番 1 の一部、1312 番 4 の一部、1312 番 8 の一部、1322 番 1

4, 744. 53 平方メートル（1 工区）

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市中央区新市街 7 番 17 号

医療法人 田中会

理事長 田中 英一

公 告 第 8 1 4 号

平成 2 7 年 1 2 月 8 日

熊本市都市公園条例（昭和 5 2 年条例第 3 2 号）第 2 2 条の規定に基づき、次のように都市公園の区域変更をするので公告する。

都市公園の区域に関する関係図書は、熊本市都市建設局西部土木センター総務課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

1 名称及び位置

名称（公園種別・近隣公園）	位置	区域	面積（㎡）
古荘公園	熊本市西区島崎五丁目 3 9 0 番外	別紙のとおり （登載省略）	1 3, 4 6 9 ㎡

(別図略)

区域変更の内容

河川改修事業に伴い、区域を変更するもの。

2 変更の期日

平成 2 7 年 1 2 月 8 日

公 告 第 8 1 5 号

平成 2 7 年 1 2 月 9 日

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 9 条の規定により、平成 2 7 年 1 1 月 1 3 日付・公告第 7 5 8 号で公告した熊本市農用地利用集積計画の一部を取消したので公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1 縦覧場所

熊本市農水商工局農業政策課担い手推進室

公 告 第 8 1 6 号

平成 2 7 年 1 2 月 9 日

平成 2 7 年度地籍調査事業の一筆地調査に係る土地所有者等の所在が明らかでないことから、地籍調査作業規程準則（昭和 3 2 年総理府令第 7 1 号）第 3 0 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

1. 事業計画が公示された日 平成 2 7 年 4 月 1 3 日
2. 調査を実施する者の名称 熊本市
3. 調査地域 東区戸島六丁目、東区戸島町、北区硯川町、北区北迫町の各一部
4. 調査の期間 平成 2 7 年 6 月 9 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで
5. 土地の所在 熊本市北区硯川町字京塚
6. 土地の地番 1 4 9 番
7. 土地の地目 墓地
8. 所在が明らかでない者の名称及び住所（登載省略）
9. 連絡先 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市都市建設局土木管理課地籍調査班 電話 0 9 6 - 3 2 8 - 2 4 6 8

公 告 第 8 1 8 号

平成 2 7 年 1 2 月 9 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区武蔵ヶ丘六丁目 1 5 3 7 番・1 5 3 8 番合併
2, 9 5 9. 5 1 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 1 0 番 1 号第一福岡ビルS館4階
株式会社 コスモス薬品
代表取締役 宇野 正晃

公 告 第 8 2 1 号

平成 2 7 年 1 2 月 1 0 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区御領五丁目 6 2 8 番 1、6 2 8 番 2、6 2 8 番 3
2, 6 7 7. 9 0 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市中央区水前寺六丁目 3 8 - 1 0 - 1 0 1
グッドサイト株式会社
代表取締役 中島 大輔

公 告 第 8 2 2 号

平成 2 7 年 1 2 月 1 1 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区植木町今藤字神丸 1 9 5 番 3、2 0 3 番 2、2 0 3 番 4
4 1 5. 8 7 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
登載省略

公 告 第 8 2 3 号

平成 2 7 年 1 2 月 1 4 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区御幸木部二丁目 8 3 8 番 1、8 3 9 番 1、8 4 1 番 1
1, 2 3 3. 6 4 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市中央区神水一丁目 3 4 番 3 2 号
株式会社 ふなもと設計
代表取締役 船元 啓良

公 告 第 8 2 4 号

平成 27 年 1 2 月 1 4 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区城南町塚原字島堂 2 5 2 番、2 6 1 番 1 の一部、2 6 1 番 2
1, 1 8 1. 8 4 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市南区城南町藤山 1 2 7 6 番地 2
社会福祉法人 慶信会
理事 甲斐 孝子

公 告 第 8 2 5 号

平成 27 年 1 2 月 1 5 日

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 7 年度熊本市農用地利用集積計画第 9 号を定めたので、同法第 1 9 条の規定により公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 縦覧場所
熊本市農水商工局農業政策課担い手推進室

公 告 第 8 2 6 号

平成 27 年 1 2 月 1 5 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区戸島西一丁目 3 0 9 1 番 1、3 0 9 1 番 4
1, 5 0 1. 8 9 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
登載省略

交 通 局

交 通 局 告 示 第 2 号

平成 27 年 1 2 月 1 5 日

地方公営企業法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 0 3 号）第 2 6 条の 4 の規定に基づき、乗車券類の販売に係る収入金の収納事務を次のとおり委託したので告示する。

熊本市交通事業管理者 西 本 賢 正

- 1 受託者
熊本市中央区世安町 1 7 2
熊日サービス開発株式会社 代表取締役社長 野村 豊
- 2 委託期間
平成 2 7 年 1 2 月 1 5 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで
- 3 委託する歳入の種類
乗車券類の売上金及び再発行手数料

上 下 水 道 局

上下水道局告示 77 号

平成 27 年 1 2 月 1 日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程（平成 21 年上下水道局規程第 36 号）第 13 条第 2 項第 4 号の規定による届出があったので、同規程第 22 条第 4 号の規定により次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	所在地・商号・代表者名	異動年月日
		異動事由
第 6 2 4 号	玉名市山田 1 2 2 3 番地 1 株式会社九州設備工業 代表取締役 牧野 一夫	平成 27 年 1 1 月 1 6 日
		営業所の移転

上下水道局告示 78 号

平成 27 年 1 2 月 1 日

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、平成 27 年 1 2 月 1 日から 2 週間、熊本市上下水道局管路維持課において一般の縦覧に供する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成 27 年 1 2 月 1 日
- 2 下水を排除し、及び処理する区域
 - (1) 東部処理区
東区長嶺東九丁目及び東区戸島五丁目の各一部
 - (2) 南部処理区
南区元三町一丁目の一部
 - (3) 西部処理区
西区池上町の一部
 - (4) 熊本北部流域下水道関連処理区
北区下硯川町及び北区四方寄町の各一部
 - (5) 富合処理区
南区富合町志々水の一部
 - (6) 植木処理区
北区植木町滴水、北区植木町舞尾及び北区植木町広住の各一部
 - (7) 城南処理区
南区城南町舞原の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
前項に示す区域内
- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 下水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称
 - (1) 東部処理区
東区秋津町秋田 5 3 6 番地
東部浄化センター

- (2) 南部処理区
南区元三町四丁目 1 番 1 号
南部浄化センター
- (3) 西部処理区
西区沖新町 4 9 4 4 番地 3
西部浄化センター
- (4) 熊本北部流域下水道関連処理区
北区鶴羽田町 1 2 番地 1
熊本北部浄化センター
- (5) 富合処理区
宇土市高柳町 1 3 8 番地
宇土終末処理場
- (6) 植木処理区
北区鶴羽田町 1 2 番地 1
熊本北部浄化センター
- (7) 城南処理区
南區城南町島田 4 3 8 番地
城南町浄化センター

上下水道局告示 7 9 号

平成 2 7 年 1 2 月 1 日

次の者を熊本市上下水道局指定給水装置工事業者として指定したので、熊本市上下水道局指定給水装置工事業者規程（平成 1 0 年水道局規程第 5 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	指定年月日
第 7 9 5 号	上益城郡御船町木倉 1 9 0 番地 1 有限会社ユウスイ 代表取締役 沖 祐身	平成 2 7 年 1 1 月 2 6 日

病 院 局

病院局公告第 5 0 号

平成 2 7 年 1 2 月 1 日

平成 2 7 年度熊本市職員採用選考試験案内について、次のとおり公告する。

熊本市病院事業管理者 高 田 明

- 1 試験名称 平成 2 7 年度熊本市職員採用選考試験（医師）
- 2 申込期間 平成 2 7 年 1 2 月 1 日（火）から平成 2 7 年 1 2 月 2 8 日（月）まで
- 3 試験区分、職種、採用予定者数

試験区分	職種	採用予定者数
免 許 資 格 職	医師	1 人

- 4 試験案内配布場所 熊本市市民病院総務課
熊本市ホームページ及び熊本市市民病院ホームページにも試験案内を掲載する。

教 育 委 員 会

教 委 告 示 第 1 3 号

平 成 2 7 年 1 2 月 1 1 日

熊本市教育委員会会議を次のとおり開催する。

熊本市教育委員会 委員長 崎 元 達 郎

- 1 日時
平成 2 7 年 1 2 月 1 8 日 (金) 午後 2 時から
- 2 場所
マスマチュアル生命ビル 7 階 会議室
- 3 議事
 - (1) 熊本市就学援助規則の制定について
 - (2) 熊本市特別支援教育就学奨励費支給規則の制定について
 - (3) 熊本市立小中学校の管理運営に関する規則の一部改正について
- 4 協議
 - (1) 熊本市立幼稚園基本計画 (素案) について
- 5 報告
 - (1) 奨学金返還金の滞納者への対応について
 - (2) 第 1 5 回・第 1 6 回タウンミーティングの意見交換内容について
 - (3) 第 1 2 回スクールミーティングの意見交換内容について
 - (4) 広報広聴関係について

農 業 委 員 会

農 委 公 告 第 1 2 号

平 成 2 7 年 1 2 月 2 日

熊本市農業委員会総会会議規則 (平成 2 4 年農委規則第 1 号) 第 2 条により農業委員会総会を次のとおり招集する。

熊本市農業委員会 会長 森 日 出 輝

- 1 日時 平成 2 7 年 1 2 月 8 日 (火) 午後 1 時 3 0 分
- 2 場所 市役所 1 4 階大ホール
- 3 議題
 - 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請 (会許可分)
 - 第 2 号議案 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請
 - 第 3 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請
 - 第 4 号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画 (9 号)
 - 第 5 号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画
(農地中間管理機構との賃貸借)
 - 第 6 号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画
(農地中間管理機構との賃貸借) の公告の取消しについて
 - 第 7 号議案 納税猶予に関する適格者証明願
 - 第 8 号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明願
- 4 報告事項
- 5 その他

人 事 委 員 会

人 委 規 則 第 2 4 号

平 成 2 7 年 1 2 月 7 日

熊本市期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市人事委員会 委員長 森 山 義 文

熊本市期末手当及び勤勉手当支給規則（平成6年人委規則第27号）の一部を次のように改正する。
第15条第1号中「100分の150」を「100分の160」に、「100分の190」を「100分の200」に改め、同条第2号中「100分の70」を「100分の75」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の熊本市期末手当及び勤勉手当支給規則の規定は、平成27年12月1日から適用する。

人 委 規 則 第 2 5 号

平 成 2 7 年 1 2 月 7 日

熊本市初任給調整手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市人事委員会 委員長 森 山 義 文

熊本市初任給調整手当支給規則（平成6年人委規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

	円		円
1年未満	307,000	18年以上19年未満	297,100
1年以上2年未満	307,000	19年以上20年未満	293,800
2年以上3年未満	307,000	20年以上21年未満	290,500
3年以上4年未満	307,000	21年以上22年未満	276,700
4年以上5年未満	307,000	22年以上23年未満	262,700
5年以上6年未満	307,000	23年以上24年未満	249,200
6年以上7年未満	307,000	24年以上25年未満	235,300
7年以上8年未満	307,000	25年以上26年未満	221,600
8年以上9年未満	307,000	26年以上27年未満	204,000
9年以上10年未満	307,000	27年以上28年未満	186,900
10年以上11年未満	307,000	28年以上29年未満	169,600
11年以上12年未満	307,000	29年以上30年未満	152,000
12年以上13年未満	307,000	30年以上31年未満	134,000
13年以上14年未満	307,000	31年以上32年未満	115,700
14年以上15年未満	307,000	32年以上33年未満	97,800
15年以上16年未満	307,000	33年以上34年未満	71,800
16年以上17年未満	303,700	34年以上35年未満	47,500
17年以上18年未満	300,400		

」

を

「

	円		円
1年未満	307,800	18年以上19年未満	297,900
1年以上2年未満	307,800	19年以上20年未満	294,600

2年以上3年未満	307,800	20年以上21年未満	291,300
3年以上4年未満	307,800	21年以上22年未満	277,400
4年以上5年未満	307,800	22年以上23年未満	263,400
5年以上6年未満	307,800	23年以上24年未満	249,800
6年以上7年未満	307,800	24年以上25年未満	235,900
7年以上8年未満	307,800	25年以上26年未満	222,100
8年以上9年未満	307,800	26年以上27年未満	204,500
9年以上10年未満	307,800	27年以上28年未満	187,300
10年以上11年未満	307,800	28年以上29年未満	170,000
11年以上12年未満	307,800	29年以上30年未満	152,300
12年以上13年未満	307,800	30年以上31年未満	134,300
13年以上14年未満	307,800	31年以上32年未満	115,900
14年以上15年未満	307,800	32年以上33年未満	98,000
15年以上16年未満	307,800	33年以上34年未満	71,900
16年以上17年未満	304,500	34年以上35年未満	47,500
17年以上18年未満	301,200		

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の熊本市初任給調整手当支給規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

人 委 規 則 第 2 6 号
平成 2 7 年 1 2 月 7 日

熊本市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市人事委員会 委員長 森 山 義 文

熊本市職員特殊勤務手当支給規則（平成6年人委規則第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び城南総合出張所保健福祉課」を削る。

別表中

「

条例別表9の項第1号に規定する 市税等 事務従事手当	条例別表9の項第2号に規定する市 税等事務 従事手当
-------------------------------	-------------------------------

」

を

「

条例別表9の項第1号又は第2号 に規定 する市税等事務従事手当	条例別表9の項第3号に規定する市 税等事務 従事手当
------------------------------------	-------------------------------

」

に、

「

条例別表11の項に規定する医療等業務従 事手当	(1) 条例別表2の項に規定する感染症 作業手当 (2) 条例別表3の項第5号に規定する 特別作業
----------------------------	--

	手当 (3) 条例別表 3 の項第 6 号に規定する 特別作業 手当 (4) 条例別表 4 の項に規定する動物愛 護センタ ー業務手当 (5) 条例別表 7 の項に規定する食肉セ ンター業 務手当 (6) 条例別表 8 の項第 4 号に規定する 福祉業務 手当 (7) 条例別表 1 0 の項に規定する消防手当
--	--

」

を

「

条例別表 1 1 の項に規定する医療等業務従 事手当	(1) 条例別表 2 の項に規定する感染症 作業手 当 (2) 条例別表 3 の項第 3 号に規定する 特別作 業手当 (3) 条例別表 3 の項第 5 号に規定する 特別作 業手当 (4) 条例別表 3 の項第 6 号に規定する 特別作 業手当 (5) 条例別表 4 の項に規定する動物愛 護セン ター業務手当 (6) 条例別表 7 の項に規定する食肉セ ンター 業務手当 (7) 条例別表 8 の項第 4 号に規定する 福祉業 務手当 (8) 条例別表 1 0 の項に規定する消防手当
-------------------------------	--

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の別表の規定は、平成 2 6 年 4 月 1 日か
 ら適用する。